野々市市雨水浸透施設等設置及び管理に関する基準

第1 趣旨

この基準は、野々市市雨水浸透施設等設置費補助金交付要綱 (令和5年9月1日決裁。 以下「要綱」という。)の規定に基づく雨水浸透施設等の設置及び管理に関し、必要な事項 を定めるものとする。

第2 用語の意義

この基準で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の意義の例による。

第3 土地等の所有者の同意

要綱第3条に規定する土地又は建築物を使用している者は、雨水浸透施設等の設置について当該土地又は建築物の所有者の同意を得るとともに、当該所有者の同意書を市長に提出しなければならない。

第4 設置基準

雨水浸透施設等の構造及びその設置の工事については、次条に定める設置条件による。

第5 設置条件

- 1 雨水浸透施設の設置は、次に定めるところによる。
 - (1) 次に掲げる区域には、設置しないこと。

別に定める構造物との離隔図において、雨水浸透施設を設置してはならない区域として定めた区域(建築物から掘削深以上、隣地境界から30センチメートルの距離)

- (2) 次に掲げる区域には、できる限り設置しないこと。
- ア 地下水位の高い低地
- イ 浸透が少ない(水はけが悪い)土質の区域
- (3) 必要に応じ、事前に深さ1メートル程度の試掘を行い、設置が適当である区域かどうか次の事項を確認すること。
- ア透水性があること。
- イ 地下水位がないこと。 (湧き水がないこと)
- (4) 設置の工事に当たっては、次の事項を遵守すること。
- ア 雨水浸透ますは、口径又は内法150ミリメートル以上のものを使用すること。 (ただし、地盤が細砂の場合は、口径又は内法200ミリメートル以上が望ましい。)
- イ 雨水浸透ますのふたは、原則として格子状のものを使用すること。

- ウ 雨水浸透管の流入側に、雨水浸透ますを設置すること。
- エ 必要に応じ、ごみ等による目詰まりを防止するための装置を設置すること。
- オ 雨水浸透施設の構造は、別に定める雨水浸透施設等の設計・施工資料のとおりとすること。
- 2 雨水貯留槽 (既存浄化槽の転用によるものに限る。)の設置は、次に定めるところによる。
 - (1) 浄化槽内の不要部品を撤去するとともに、必要に応じて補強すること。
 - (2) 雨水の利用並びに降雨前に排水するための、ポンプを設置すること。
 - (3) 浄化槽設置後10年以上経過したものは、必要に応じてふたを交換すること。
 - (4) オーバーフロー管が水路等に接続されていること。
- 3 雨水貯留槽 (既存浄化槽の転用によるものを除く。)の設置は、次に定めるところによる。
 - (1) 当該雨水貯留槽の製造業者が指定する取付け設置方法に基づき施工すること。
 - (2) 雨水貯留機能を確保すること。

第6 設置工事

雨水浸透施設等の設置の工事は、野々市市公共下水道条例第6条に規定する排水設備工事業者が行うものとする。ただし、雨水貯留槽(既存浄化槽の転用によるものを除く。)のみの設置の工事については、この限りでない。

第7 雨水浸透施設等の管理

補助金の交付の決定を受けた者が当該補助金の交付に係る請求書を提出するときは、別に定める雨水浸透施設等の管理に関する協定書2通を、当該請求書とともに市長に提出しなければならない。

附則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。